

広島県立安西高等学校「運動部活動に係る活動方針」

平成 30 年 9 月 25 日

1 基本方針

- (1) 生徒が、スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- (2) 生徒が、仲間と共に活動することを通して、良好な人間関係を形成するとともに、自主性や協調性、責任感や連帯感を育む。

2 適切な運用のための体制

- (1) 校長は、各部活動に部活動顧問を複数人配置するとともに、積極的な外部人材の活用に努める。
- (2) 部活動顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、部活動顧問が作成した活動計画等を学校のホームページに掲載することにより、公表する。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日は定時退校日（月曜日）を休養日とする。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう、休養日を他の日に振り替える。
 - ウ 平日の活動時間は2時間程度、休業日の活動時間は3時間程度とする。
- (2) 長期休業中の取扱については、原則、次のとおりとする。
 - ア 平日の休養日を部活動単位で1日以上設定する。
 - イ 土・日曜日は少なくとも1日以上休養日とするが、やむを得ず土・日曜日の両日に活動した場合は、年間休養日の週平均が2日以上となるよう休養日を他の日に振り替える。
 - ウ ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - エ 1日の活動時間は3時間程度とし、年間週平均16時間未満とする。

5 学校単位で参加する大会

学校単位で参加する大会等については、原則、次のとおりとする。

- (1) 高等学校体育連盟・高等学校野球連盟、または各教育委員会が主催、共催、後援する大会。
- (2) 中央競技団体及び中央競技団体に加盟する地方競技団体が主催する大会。